

官省指令留等からみた青森県の斗南藩対策の実態

小笠原 二郎

1. はじめに
2. 官省指令留について
3. 斗南藩の成立
4. 斗南藩対策の実態
- イ 官省指令留等からみる
- ロ 万日記からみる
- ハ 滝屋文書からみる
5. むすび

1. はじめに

会津藩敗戦の落し子として明治二年（一八六九）の末に生れた斗南藩が斗南県と改称し、それが弘前県―青森県へと吸収されたのが、明治四年だから、この間僅か二年足らずの治世ではあつた。そして今から九十六年前に当る。にもかかわらず、斗南藩へ寄せられる一般の関心は減っているどころか、年と共に高まつて来ている様に受け取られる。何故であろうか。二年ほど前、会津若松市史

編さんの調査のため関係資料を求められた事がある。わざわざ会津若松からやつて来たのである。この時は主に斗南藩の戸籍簿十数冊をお目につけた。ある人は万日記の中から斗南藩の真相をさぐるうとして始めて近世文書解読のむずかしさを体験した。つい最近、福島から新聞記者が取材にやつて来た。あとで連載記事を惠贈された。この記者から聞いたという会津若松市の某氏は万日記其の他斗南藩関係記録をできるだけ詳細に複写してほしいと依頼があつた。これらの動きは同じ根を持つた現象とみてよいだろう。

私はこれまで、斗南藩に関する様々な記述を見て来た。中には真実もあり、又中には誇張もある。ただ、これら描写に共通して言える事は、斗南藩を時流の被害者として見ている事だ。時の政府に如何に冷遇され、時の青森県に如何に逆待され、時の県民に如何に白眼視されたかを物語るのに汲々としている様に受け取れる。果してそうであるうか。今現実を正しく認識するためには、この被害者意識を清掃する必要がある。これまでの受け取り方を裏返す必要がある。少くともみちのくの東、北の一隅に、僅

か三万石とは言え数万の人民とそれを支配した為政者とがあつた筈だ。この為政者は、その領内の人民に対しては「加害者」として臨んだ事はなかつたか？ 言つてみれば、斗南藩は明治政府の被害者であると同時に領民に対しては加害者であつたかも知れない。これまでの斗南藩に対する史観を是正し被害者意識過剰を清算することによつて、新しい斗南藩像が浮き彫りできないであらうか。本稿はこの目的のため計画した。随つて、これまでの史料は参考程度にとどめ、これまで世に出なかつた私独自の史料を解剖してゆきたい。

2 官省指令留について

この為めの基本史料として、官省指令留と官省願届の二種の文書を使用する。これは明治四年から同九年に至る斗南藩としてはすでに廃藩後の経過を見るには基本的でかつ重要唯一の史料である。これは青森県と明治政府の間の往復文書綴りで、その一部は既刊の「青森県史」や「青森県歴史」にも転載されている。この中から次表「旧斗南藩関係事件数表」にある通り、官省指令留と官省願届から八十四件、その補足として青森県史から十六件の合計百件を抽出した。

旧斗南藩関係事件々数表

書名	年号	総件数	斗南藩関係
官省指令留	明治四年	三八	六
官省願届	四	四四	〇
青森県史	四		一
〃	四		一
官省指令留	五	四二	〇
〃	五		〇
官省願届	五	三六	一五
〃	五		〇
青森県史	五	一一〇	〇
〃	五		五
官省願届	六	一四九	五
〃	六		五
青森県史	六	一四五	三
官省願届	六		七
青森県史	七	二二一	七
官省願届	七		五
青森県史	七	一七四	二
官省指令留	八	一三九	六
〃	八		二
〃	九	一四七	四
〃	九		〇
官省指令留等		一一一五	八四
計 青森県史			一〇〇

この内訳は次表「旧斗南関係史料目次」に示す通りで、明治四年二月から同九年十二月に至る約六年間の斗南藩の治政経過と廢藩後のアフターケアの実態をうかがえる。

今ここではその詳細にふれる事はできないが、目次に随つて順を追つてその重要点だけをピツクアツプするに留めたい。

明治四年二月、斗南藩の山川大参事は弘前藩大参事あて農器具の松下げ方を懇願しいれられた。(一願)。これは後の話だが、山川はその好意を謝し、たまたま起つた青森大火の見舞として、罹災者に槍一千石を贈つたのである(青森県史三の八六七)。

そこまではよいが、山川が、その「農具松下願(前掲一願)」の中に「若諸君子憐ムベシトシテ之ヲ救ハバ嗚呼墾闢業成レバ則チ一步一畝ノ田諸君子神州ノ為メ開ク所ナリ。」(傍点筆者)といつているのは、少々勇み足のそしりはまぬかれない。

青森県移管の直前、明治四年九月、救助米を願出て、これが許可される(3願)。この時の斗南藩士、家族総人員は次の通りでこれは後々まで基本数字となるから銘記してよい。即ち、総員一万七千三百二十七名の内、出稼ぎ等不在者三、三〇〇名、在籍者一四、〇〇〇名の内、老人又は廢疾者六、〇二七名、幼年者一、六二二名、男子壯健者四、〇〇〇名、女子壯健者二、三七八名となつてゐる。つまり在籍者のうち、約半数の七千人は、老人、廢疾幼年者であつた。

これでは藩の経営も生活も最初から不可能というより外ない。

氣候、風土などから、農耕よりも牧畜に新生面を開こうとした広沢安任らの努力により同年十月広沢牧場の開牧が実現した(4願)。と同時に、当時としては先例のない外人ルセー、マキノン両英人の雇入れにも成功した。まさに先駆的と言える。

五年一月、治療所の開設を請願したが、自費でまかなえ、と大蔵省から一しゆうされる(9願)が、これは青森県の非政というより外あるまい。然し、県は、斗南藩救済のために海兵召募に(28届)、富岡製紙場へ婦女子派遣し(32伺)、東京府巡查採用に(43達)それぞれ斗南藩士を優先周旋にこれ努めた事も事実だ。だが、斗南藩の対策に困却した県は一日も早くこの苦渋から逃れようと様々の手を替え品を替え画策したが妙案も出ず、ついに、大蔵省に、誰も知るものもあるまいという安易な気持から、本音を吐いた(29伺)事も事実だ。この外斗南藩の消長は今ここで列挙する暇はないが、この目次によつて想像していただくより外ない。

紙数の都合で文書原文は省略しここには目次のみを掲載する。

旧斗南藩關係史料目次

19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号	
願	願	伺	伺	願	願	伺	願	伺	上申	願	伺	伺	願	達	願	願	伺	願	形式	
五、七	五、六	五、六	五、六	五、五	五、五	五、五	五、四	五、四	五、四	五、一	四、一二	四、一二	四、一一	四、一一	四、一〇	四、九	四、九	四、二	年月	
件名																				
指	屈	指	屈	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	出典	
元斗南藩貢租ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	元斗南藩管下ノ儀ニ付願	
指	屈	指	屈	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	
39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	
伺	伺	屈	達	達	達	伺	伺	伺	伺	伺	屈	願	伺	伺	伺	伺	願	達	願	
六、七	六、四	六、四	六、三	六、三	六、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、九	五、九	五、九	五、九	五、九	五、九	五、七	五、七	
件名																				
牧畜資金拝借之儀ニ付伺	實屬身分異動届	元斗南藩貴屬海兵望人名御届	元斗南藩貴屬施業廢止ニ付達	元斗南藩貴屬士族卒処分ニ付達	元斗南藩貴屬面口扶助米被廢更ニ開拓事業ニ付達	水戸正名十名御預ニ付御入費切手御渡之儀ニ付伺	富岡製紙場出稼旅費之儀伺	元斗南藩知事松平容大家祿之儀ニ付伺	入獄賄料并茲県送入費等償却方之儀ニ付伺	元斗南藩貴屬之儀ニ付伺	元斗南藩貴屬海兵并水夫者望人名御届	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺
指	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	指	指	指	指	指	指	指	指	指	
39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	
伺	伺	屈	達	達	達	伺	伺	伺	伺	伺	屈	願	伺	伺	伺	伺	願	達	願	
六、七	六、四	六、四	六、三	六、三	六、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、一	五、九	五、九	五、九	五、九	五、九	五、九	五、七	五、七	
件名																				
牧畜資金拝借之儀ニ付伺	實屬身分異動届	元斗南藩貴屬海兵望人名御届	元斗南藩貴屬施業廢止ニ付達	元斗南藩貴屬士族卒処分ニ付達	元斗南藩貴屬面口扶助米被廢更ニ開拓事業ニ付達	水戸正名十名御預ニ付御入費切手御渡之儀ニ付伺	富岡製紙場出稼旅費之儀伺	元斗南藩知事松平容大家祿之儀ニ付伺	入獄賄料并茲県送入費等償却方之儀ニ付伺	元斗南藩貴屬之儀ニ付伺	元斗南藩貴屬海兵并水夫者望人名御届	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺	元斗南藩管下給処高拝借米金年賦上納伺
指	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	屈	指	指	指	指	指	指	指	指	指	

番号	形式	年月	件名	出典	番号	形式	年月	件名	出典
40	達	六、八	元斗南貫屬話計見込替ノ儀ニ付達	泉史	58	伺	九、一	旧斗南藩無禄士族へ地所其外御下之儀	指
41	達	六、一〇	元斗南貫屬居家売払方之儀ニ付達	泉史	59	伺	九、一	旧斗南藩無禄士族へ地所其外御下之儀	指
42	願	六、一〇	旧斗南貫屬卒之内士族編入方之儀ニ付上申	届	60	伺	九、一	旧斗南藩無禄士族へ地所其他御下之儀 小林逸外一名	指
43	達	七、二	斗南藩士族ヨリ東京府巡查採用ニ付達	泉史	61	伺	九、二	窮民救助之儀ニ付伺	指
44	願	七、二	牧畜資金貸付ニ付願	泉史	62	伺	九、二	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 伊関門十郎	指
45	伺	七、二	若松県江送籍相成候御处分伺	届	63	伺	九、二	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 塚原清治外三名	指
46	伺	七、二	旧斗南藩知事松平容大家禄仮渡之内返上指繰方伺	届	64	伺	九、三	恤窮之儀ニ付伺	指
47	願	七、三	開坑願	届	65	伺	九、三	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 渡辺祐八外一名	指
48	伺	七、三	旧藩ニ貸下金取立方御達之内他管下へ送籍之分御処分之儀伺	届	66	伺	九、三	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 森若鉄外二名	指
49	伺	七、三	貫属士族広沢安任儀牧畜資金之儀ニ付伺	届	67	伺	九、三	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 安田万次郎外一名	指
50	伺	七、一二	旧斗南藩貸下金之内取立之分上納方外伺	指	68	伺	九、三	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 佃源次右衛門外二名	指
51	伺	八、四	明治六年出納御勘定仕上入用常費金御渡継之儀伺	指	69	伺	九、四	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 飯田左門外五名	指
52	伺	八、五	旧斗南藩貸下金取立之内若松県へ御達ノ儀ニ付上申	指	70	伺	九、六	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 木村四郎外一名	指
53	伺	八、五	元斗南藩負債之内公債証書御下渡之儀伺	指	71	伺	九、六	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御下之儀 牧原寅彦外三名	指
54	伺	八、八	旧斗南藩士族へ地所其外御下代金年賦之儀伺	指	72	伺	九、七	海兵除隊之儀上申	指
55	伺	八、九	旧斗南藩士族授産金御勘定入用御渡金伺	指	73	伺	九、七	旧斗南藩無禄士族へ地所御下之儀ニ付 塚原清治外五名	指
56	伺	九、一	旧斗南藩無禄士族へ地所其外御下之儀伺	指	74	伺	九、七	旧斗南藩無禄士族へ地所御下之儀ニ付 須貝胤孝外一名	指
57	伺	九、一	旧斗南藩無禄士族へ地所其外御下之儀伺 小池誠成外十一名	指	75	伺	九、八	旧斗南藩無禄士族へ地所其他御下之儀 深瀬透外一名	指

93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	番号	
伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	伺	形式
九、一一	九、一一	九、一一	九、一一	九、一一	九、一〇	九、一〇	九、一〇	九、一〇	九、九	九、九	九、九	九、九	九、九	九、八	九、八	九、八	九、八	九、八	月日
件名																			
指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	指	出典
二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 小荒井澄	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 立石重家外一名	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 樋口勘四郎外四名	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 遠藤四郎外一名	御引直之儀上甲 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 安田万次郎外二名	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 諏訪光久外八名	直之儀二付上甲 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 森岩鉄外二名	内御取消之儀伺 旧斗南藩無禄士族へ御松下相成候地所之儀	旧斗南藩士族へ地所御松下之儀二付上甲	当県士族広沢安任義牧畜資金拝借之儀伺	旧斗南藩士族へ御救助之儀上甲書	伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 戸田栄助外三名	伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 西窪五郎外二十二名	伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 樋口丹左衛門外三名	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	勸業資本金御下渡之儀伺	

99	98	97	96	95	94	番号
伺	伺	伺	伺	伺	伺	形式
九、一二	九、一二	九、一一	九、一一	九、一一	九、一一	月日
件名						
指	指	指	指	指	指	出典
二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 野田源内	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 安藤久米之進外二名	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	二付伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀	伺 旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀 西村政記外一名	旧斗南藩無禄士族へ地所立木御松下之儀

注

「形式」欄 願は青森県から政府あて願書、上甲書
 伺は伺書、届は届書、達は青森県布達の意
 「出典」欄 県史は大正十五年刊青森県史、指は青
 森県官省指令留、届は青森県官省願伺届の略

さて、これを事件別に分類すると次表「事件別件数表」の通り
 で、合計百件の内、三十九件は土地建物其他払下げに関する事件
 で約四割を占めて最高となっている。これは明治九年から始まつ
 た土地払下げが盛んに行なわれたためである。又救助米や資金の
 十七件は当然の事で、衣食住の内、食の問題はなお未解決のまま
 斗南藩士とその家族はほとんど他散する結果となる。

次は青森県庁と東京政府との間に往復したこれら文書が一体どれ位日数を要したであろうか。これは、むだの手数な様で、実は案外そうではない。行政事務の簡素、機能的処理、事務能率の向上は今なお未解決の重要案件だ。今、青森県庁文書の起案月日と東京政府の大臣決裁月日の中をみると最長が二七一日を要し最短は僅か六日である。但し、百日以上を要した実例三件を除き、十六例の平均をとると、ちようど三十日となる。官庁事務が遅い非能率的だという批判は今日なおやかましい現状から考えてみると、明治四年から同九年にかけて、交通機関としては僅かに、新橋・横浜間に始めて鉄道が開通しただけで、雪深い東北への旅は陸路徒歩又は飛脚、馬の背に頼るか、海路その頃出始めの水掻き船による外なかつた当時の状況からみて、伺いから決裁まで三十日平均の処理速度は必ずしも非能率であつたと言えない様である。

事件別件数表

事件の種別	件数	備考
開墾・牧畜	七	開牧社
救助米金	一七	
諸経費	五	
海兵・巡査召募	四	
土地建物其他払下	三九	
身柄保護	三	

事件の種別	件数	備考
移籍	四	
租税	三	
入獄諸費	四	賄料薬料
治療施設	二	
旧県知事	二	松平容大
出稼	一	富岡製紙工場
興業	五	鉱業、農業
資金貸付	四	
計	一〇〇	

3 斗南藩の成立

ここに一枚の史料がある。筆者も年代もわからないが、私の想像では、去る、昭和十一年故秩父宮殿下が始めて斗南藩の故地の下北半島を訪ねた時、地元の代表者が両殿下に状況を説明した時のものと思われる。「明治御維新となりまして、明治二年十一月忝くも会津松平氏の御家名を御取立被下、此年六月誕生されました慶三郎氏、後の容大氏カタケルへ対し、会津の猪苗代か陸奥の北郡に於て三万石御下賜の御内意を拝しました。旧臣共協議の結果、猪苗代にては、土地狭くして、旧家臣一統を養ふことは容易ではない。

陸奥の北部ならば土地広漠にして、如何にも賄う事も出来ようとの事にて、此の地方に於て三万石を頂戴する事に御願ひ致したと申します。斗南の名称ハ古詩に『北斗以南。皆帝州』と申す言葉がありますさうで、仮令内地の北端ニ遷りましても、是等しく天子様の御領土内であると言ふところから、斗南藩と申したと承ります。而して此の丘を草して藩の根本の土地と致し、茲に斗南ヶ丘と称しました」と言っている。

斗南藩の名称の起源については、これに加えるべき何物もない。ただここで重要な事は、猪苗代か北郡をとるか、二者択一の自由が当時の藩士たちに与えられていたという事、そして、北郡をえらんだのは藩士の内、かつてこの地を踏んだ事のある広沢安任（後の斗南藩大参事）の力があずかつて大きかつたと言われている点など、銘記してよい。この事については、きわめて興味ある問題で、これを決定づける原史料にまだ接しておらないが、暗示に富んだ文書をここに紹介しよう。即ち官省指令留一ノ二号の中に「元斗南奥士卒族御救助之儀ニ付願」（3願）がある。この文中、斗南藩士の今日の窮迫は「乍恐土台移住云々ニ付不得其宜儀ニモ為在候処ヨリ今日之事情ニ立至り居候儀ニ付普通ノ理論ヲ以処置難仕情実モ有之候」云々と含みのある事情を訴えてはいる。この事を立ち入つて考えてみると、AとBの二つの内からAをえらんだのはたしかに彼自身ではあるうが、この文言は次の二つの場合を予想させる。一つは、AとBの内、Aをえらんだのは彼の

失敗で、本当はBをえらぶべきであつたのだ、とする場合。今一つはAもBも始めからえらぶべきではないのであつて、土台AやBの様な土地を限定する事自体が誤りなんだ、とする場合である。事の真相はとも角、様々の暗示を含んでいる事だけはたしかな事で、「其宜しきを得なかつた」のは果して斗南藩自身か、政府自身か、今後の大きいテーマと言える。

明治二年、こんな事情で、斗南藩が誕生、同三年中に総員一万七千余名がそれぞれ二戸、三戸、北郡に移住した。同四年、青森県に吸収、同九年に至るまで、この間、五年には創設以来あてにして来た扶助米は廃止された。その代償として自営者には種々の優遇方法を講じた。六年には施業も廃止となる。八年には二三年持ち続けて来た三本木開墾も遂に解散となる。これら経過を判りやすい年表（斗南藩関係略年表）に一括した。これによつて、全国、青森県、斗南藩関係を対比してほしい。なお前後するが開庁当時の機構は次表の通りであつた。

斗南藩関係略年表

年号	西紀	斗南藩関係	青森県関係	全国関係
明治元年	一八六八	<p>九二二 会津藩主松平容保降る</p> <p>一三、七 松平容保を永禁錮に処す</p>	<p>一、二一 八戸藩鳥羽伏見に出兵を命ぜらる</p> <p>五二一 投降者榎本釜次郎青森に到着</p> <p>六、一 津軽承昭軍功に依り永世一万石下賜</p> <p>九二二 津軽藩兵野辺地を攻略</p> <p>一〇一八 南部藩降伏</p>	<p>七、一七 江戸を東京と改む</p> <p>八、二七 明治天皇即位</p> <p>九、八 改元</p>
明治二年	一八六九	<p>一、一、三 斗南藩設立、藩知事松平容大をして二戸、三戸、北三郡の内を支配せしめ、三万石を給す</p>	<p>三、二二 二戸、三戸、北の三郡取締津軽越中守免ぜられ、大関美作守新たに任せらる</p> <p>五、二七 南部雄磨七戸藩知事に任せらる</p> <p>七、三 弘前封内租税額を上書、石高一四万一千二百石余</p> <p>八、四 弘前藩紙幣発行高三十万両</p> <p>八、八 津軽地方不作、米価高騰</p>	<p>六、一七 版籍奉還、知藩事を置く</p>
明治三年	一八七〇	<p>四、斗南藩士家族、領地へ移住始まる、総員一七三二七名</p> <p>四、田名部に藩校日新館を開く</p>	<p>四、救助米千百石八戸へ到着</p> <p>一〇、九 津軽承昭藩士へ田地分与のため管内十町歩以上の地主へ告諭</p> <p>一〇、一四 新城から青森へ新道を開く</p> <p>一〇、二二 北郡十三ヶ村民七戸藩へ強訴</p>	<p>三、樺太開拓係設置</p> <p>三、一四 集議院を開く</p> <p>九、一 九 平民に苗字を許す</p> <p>一、一、三 徴兵規則を頒布</p> <p>一、一、二〇 旧武家華族をすべて東京へ移住せしむ</p>

年号	西紀	斗南藩関係	青森県関係	全国関係
明治四年	一八七二	<p>三、二九斗南藩士、弘前藩士に農具の援助方を乞う</p> <p>七、一四斗南県と改む</p>	<p>七、一四廃藩置県、黒石、八戸、七戸、弘前、館、斗南の六県を置く</p> <p>八、東北総鎮台第一分営を青森に置く</p> <p>九、五六県を弘前県に統合</p> <p>九、二三弘前県庁を青森へ移し青森県庁と称す</p> <p>一、二、五青森県庁青森に開庁</p> <p>一、二、青森県支所を六ヶ所（弘前、福山、田名部、七戸、八戸、五戸）に置く</p>	<p>五、金本位制定</p> <p>七、一四廃藩置県</p>
明治五年	一八七二	<p>一〇、二二広沢安任、太田広域と図り英人ルセー、マキノノ兩名を雇入れ、谷地頭に開牧を願出で許さる</p> <p>一、二、斗南県治療所開設に付き上甲、許されず</p> <p>一、三、三戸に斗南藩士の為め救貧院を設く</p>	<p>三、五戸、八戸支庁を廃し三戸に支庁を置く</p> <p>七、二青森に監獄建設を建議</p> <p>九、八八戸、田名部、福山、青森四ヶ所に学校建設</p> <p>九、二〇館県を北海道開拓使に移管</p>	<p>三、二八兵部省を廃し陸海軍省を置く</p> <p>八、二学制頒布</p> <p>九、一三新橋横浜間鉄道開通</p>
		<p>四、堀内正路旧斗南藩開牧に付き意見具申</p> <p>四、七治療所設置願却下さる</p> <p>五、二二三本木開墾計画許可</p> <p>六、二英人ルセー、マキノノ兩名接待に付き県布達</p> <p>七、旧斗南藩士に対する扶助米廃止</p> <p>一、一、二〇旧斗南藩士婦女子を富岡製紙場へ差出の旅費に付き上甲</p>		

明治六年	一八七三	<ul style="list-style-type: none"> 一、三一 旧斗南藩士へ開拓事業参加を要請 三、 施薬廃止を布令 三、 旧斗南藩士処分につき布達 四、 海兵召募に応じ旧藩士小野木源次郎外二〇三名応募の旨上甲 一、二、 斗南ヶ丘残存五十六棟を無償払下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 三、 青森県を十大区七十二小区に区分 一、 八一 銭を一匁、十銭を十匁とせず何円何十何銭何厘と唱えること 	<ul style="list-style-type: none"> 六、 征韓論起る 七、 二八 地租改正、地券発行 一、一、一〇 内務省を置く
明治七年	一八七四	<ul style="list-style-type: none"> 一、二、 五 旧斗南藩士族より東京府巡查採用につき布令 三、 九 辻武八郎より尻屋、釣屋浜にて砂鉄採掘願出で 一、二、一、三 北郡谷地頭牧場地払下げを請い許可 一、二、 北郡釣屋浜の砂鉄採掘結果発表 	<ul style="list-style-type: none"> 一、一、五 懲役人に肉食許容方上甲 七、 三 海兵を士族より召募 一、二、三 陸運会社開業につき布令 	<ul style="list-style-type: none"> 三、 四 佐賀の乱 五、 板垣退助志社を起す 六、 北海道屯田憲兵規則を設く
明治八年	一八七五	<ul style="list-style-type: none"> 五、 三 本木開墾場解放 	<ul style="list-style-type: none"> 一、一、五 青森、宮城、酒田三県より北海道屯田兵編成派遣に關し布令 四、二、九 町村組頭の称を廢し村用掛町用掛と改称 一、二、一、九 青森衛戍病院設立 	<ul style="list-style-type: none"> 五、 七 露国との間に千島樺太の交換なる 五、一、一 上等裁判所を設く 一、 二 明治六年調査の戸籍表を頒つ
明治九年	一八七六	<ul style="list-style-type: none"> 一、 六 旧斗南藩無禄の士族へ土地立木の払下げ始まる 	<ul style="list-style-type: none"> 一、二、八 管内の実測施行、村々絵図を作成提出方を布令 三、一、〇 同月二十五日県会開会布令 	<ul style="list-style-type: none"> 三、 二八 廢刀令 四、 一 滿二十才を丁年と定む

年号	西紀	斗南落関係	青森県関係	全国関係
明治九年	一八七六	七二四家庭貧困の者、海兵除隊許さる	五二五二戸郡を岩手県に移管 七一〇明治天皇県内巡幸始まる 一〇一〇尻屋灯台竣工、点灯開始 一一三〇青森裁判所開庁	六二明治天皇東北巡幸 八、五家禄賞典禄を廃し公債証書を下付(士族四〇八八〇〇人 一〇二四熊本の乱 一〇二八萩の乱

斗南落々庁職員一覽

権大参事 山川与七郎
少参事 会沢右兵衛

開産懸

落 庁 懸 香坂宗精 中山仁之助
荒川百七 中野半蔵
出羽左太郎 佐藤源太郎
佐野武太郎

権大属 小池清八
権少属 仲津甚太夫
木野伝助

會計懸

庄内出張大属 野口九郎太夫

大属 小出鉄之助
少属 大堀忠八
田名部 藤田伝之助

少属 井良助

木村幸蔵

鈴木五左衛門

水野平八

高津九左衛門

野辺地 新城平五郎

権少属 祭治郎

(滝屋文書 御用状の二)

4 斗南藩対策の実態

イ 官省指令留等からみる

私は前に、(2)の「官省指令留について」の項において、「合計百件の内、三十九件は土地建物其他払下げに関する事件が約四割をしめ最高となつてゐる」と述べた。そこでこの文書全体の記述は省略してその一端を示すものとして全体の四割を占める土地建物等の払下げ事件を通して、青森県の政策、行政と斗南藩の処遇と、これに対する斗南藩の反応を検討してみよう。

その前に青森県庁機構や陣容にふれてみる。明治四年十一月現在で機構は左の通りである。即ち、

民事堂

五課及び各支庁を統括し、管内一切の事務を裁判する

○租税課

地理戸籍租税勸業開産通商駅遞賦役開墾山村牧畜鉞山を掌る

○聴訟課

聴訟断獄徒囚捕亡刑律を掌る

○庶務課

貫属社寺兵事学校賞典官省諸願何届を掌る

○出納課

会計事務を掌る

○宮繕課

堤防橋梁水利宮繕を掌る

○支庁

弘前、福山、田名部、八戸、七戸、五戸

これを統括する職員は左の通りである。

民事堂

知参事 一名

五課及び各支庁を統括し管内一切の事務を裁判す

等外 一名

知参事に附属し書記を掌る

分職

少参事 一名

庶務・聴訟課専務

少参事 一名

租税・出納・宮繕課専務

少参事 一名

福山支庁詰

開庁以来の県知事は左の通り。

1 野田諒通 2 菱田重禧 3 北代正臣 4 池田種徳

5 塩谷良翰 6 北代正臣 7 山田秀典

以上の通りであつた。

さて、本論に入ろう。治療所の開設を却下され(明治四年)、唯一つの頼み御救助米を打切られ(同五年)、施薬まで廃止され

(同六年)、その身替りとして開墾事業を勸奨されても衣、食、住共に行きづまったこの窮状を打開すべききめ手がなかつた。ただせめて可能の方法はこの内、「住」の解決の爲め極窮者に限り土地及び立木を払下げ定住の一助とする事であつた。このため明治八年布達により「九年ヨリ十三年迄五ヶ年賦上納之積ヲ以精々願出候様」決定、この結果次の要領で払下げが実施されたのである。即ち、土地は正当価格の半額、立木は正当価格とし、これを無利息、五ヶ年賦により払下げした。この場合、土地および立木払下げ地はいずれも三等官林地内に限り、しかも極貧者だけに払下げられたのである。

払下価格一覧表

番号	地代	立木代	建物	其他	合計	備考
五六	二九・七一八	三・四〇〇			三三・一一八	有坂義也外一
五七	一八・二五三	二一・七七〇			四〇・〇二三	小池誠成外一
五八	一〇二・三三九	六・七〇五			一〇九・〇四四	遠藤時哉外五
五九	〇・〇七七		七・一三六		七・二二三	土屋惟幾
六〇	九・七〇六	〇・九七五			一〇・六八一	小林逸外一
六一	二・一六〇	三・三二九			五・四八九	伊関門十郎
六二	七・七七九	一九・五七二			二七・三五一	塚原清治外三
六三	二・一五八		二八・五四一		二八・七九五	渡辺祐八外一

明治九年一月から十二月までの払下げの実態によると、払下げ件数三十二件、払下げを受けた人、一二七名であつた。これによると、一人当り土地は四円五十一銭五厘、立木三円三十七銭一厘合計九円九十銭の割合で払下げを受けた事になる。(次表「払下価格一覧表」参照)。又払下げを受けた者の居住地をみると、二戸郡金田一村から野々上、釜沢村、三戸郡は五戸、三戸村、北郡は、田名部、大湊、大畑、正津川、奥戸、佐井、柳町、大不動、伝法寺、斗内、百石、出戸、甲地、大沢田、三本木、三沢、野辺地の二十二ヶ村で、三本木村居住者が圧倒的に多い事も特徴だ。(次表「土地立木など払下を受けた者の居住地」を参照)

六六	二五・七九二	五七・八一八			八三・六一〇	森岩鉄外二
六七	一〇〇・五七三	七三・三六三			一七三・九三六	安田万次郎外一
六八	一〇・二一五	二九・九三五			四〇・一五〇	佃源次右衛門外二
六九	二一・八三九	二六・一五一			四七・九九〇	飯田左門外五
七〇	一・二九〇	九・一二七		〇・七四九	一〇・四一七	木村四郎外一
七一	二・一八一	四・三〇五			七・二三五	牧原寅彦外三
七三	一〇・二七〇				一〇・二七〇	塚原清治外五
七四	六〇・七八三	六二・一五五			一二二・九三八	須貝胤孝外一
七五				五六・八六一	一六七・五〇一	深瀬透外一
七七	一・四〇三	三・六九三			五・〇九六	樋口丹左衛門外三
七八	一四・八九八	四・〇〇〇		四七・四五〇	六六・三四八	西窪五郎外二二
七九	四七・九八五	一二・三七四			六〇・三五九	戸田栄助外三
八六	一・八一六	一一・五六二			一三・三七八	諏訪光久外八
八九	一〇・〇三六	二〇・五四七			三〇・五八三	遠藤四郎外一
九〇	一一・一五二	九・二一七			二〇・三六九	樋口勘四郎外四
九一	一三・九一九	九・二七二			二三・一九一	立石重家外一
九二	二四・八七四	一・〇五〇			二五・九二四	山口栄吉外六
九三	〇・〇七五			三・六二七	三・七〇二	小荒井澄
九四	一八・二四〇	五・二六〇			二三・五〇〇	中村政記外一
九五	一・五二七	三・二三〇			四・七五七	伊関門十郎
九六	一・三〇〇	五・〇三六			六・三三六	小山静治
九七	九・一〇〇	三・九五〇			一三・〇五〇	安藤桑之進外二

番号	地代	立木代	建物	其他	合計	備考
九八	〇・七五五	一七・二九一	円	円	二二・〇四六	竹内武之助
九九	七・一五四	三・〇六二			一〇・二一六	野田源内
計三二件	五七三・三六七	四二八・一四九	一四四・三六四	一一〇・六四〇	一、二五六・五二〇	一二七名
一件当	一七・九一八	一三・三八〇			三九・二六六	
一人当	四・五一五	三・三七一			九・九〇〇	

注、番号は関係史料目次番号に同じ

地代は正規価格の1.2相当額

第七七例「其他」は諸品代、牛代を含む

この調査は明治九年一月十二月までの分

土地立木など私下を受けた者の居任地

二戸郡

金田一村 塚原清治、遠藤幾馬、樋口丹左衛門、大竹登 四名
 野々上村 斎藤和市 一名
 釜沢村 高橋甚蔵、武田十郎左衛門 二名
 三戸郡
 五戸村 佐藤為利、中川清介、内藤信節 三名
 三戸村 伊関門十郎、飯田左門、吉田勝治、倉沢平治右衛門 四名

北郡

田名部村 赤羽親忠 有坂義也、小池誠成、遠藤時哉 六名
 大湊村 二瓶勝介、関野十郎、
 大畑村 浅岡恒治、蓮沼八三郎、伊藤彦太 三名
 正津川村 小島理兵衛、椎野恒治、坂部三十郎 三名
 奥戸村 浅羽忠之助 一名
 佐井村 千島為明、真棚甚兵衛、吉川大吉 三名
 柳町村 菅沼久之助、大堀義利、
 大不動村 諏訪光久 二名
 伝法寺村 渡辺荘之助 一名
 西村源之助 一名

斗内村	好川範之丞	一名
百石村	藤沢茂助	一名
出戸村	大場小右衛門	一名
甲地村	加藤安治	一名
大沢田村	大村利慶	一名
三本木村	土屋惟幾、小林逸、渡辺祐八、深瀬透、森岩鉄、安田万次郎、柳下藤太郎、牧原寅彦、篠田金之丞	一名
	山内一、松本賀積、伊関楨之助、西窪五郎、伊東左膳、渡辺多門、船田忠八、松田幾弥、大堀忠八、西方勇次郎、桜井政衛、永瀬雅直、中山栄之助、大石兵助、村上寅之進、悪原勘之助、沢野幾之助、弓田勇吉、吉川義衛、長谷川定平、笹沼金次郎、鈴木勝四郎、上崎辰太郎、鈴木政之進	一名
	安惠勝右衛門	一名
三沢村	佃源次右衛門	一名
野辺地村	小林逸、木村四郎、安部志賀藏、須貝胤孝、戸田栄助、神田函書、佐藤虎八	七名
住居不詳	遠藤四郎、樋口勤四郎、立石重家、山口栄吉、野村悌之助、清水慶寿、横山むめ、鈴木長兵衛、小原久太郎、安田音四郎、小荒井澄、中村政記、武田こう、小山静治、安藤衆之進、竹内武之進、野田源内	一七名

氏名不詳

合計 一〇四名

八名

この払下げ価格の内土地払下げ価格について調べると(次表・土地払下単価一覽参照)、二十五例の平均、反当り一円四十九銭一厘、最高は田名部村荒蕪地の九十二円九十二銭五厘、次は五戸村の二十七円七銭八厘で、いずれも何等かの事情による異例と思われるので、この二例を除き、比較すると、三戸、大湊、城ヶ沢大畑、正津川、浄法寺村等が高く油川、三本木、境松、扇田、梅田村等が比較的低いという結果が出る。但し、実際の払下げ価格は前にも触れたが、その半額となる。

それでは払下げるべき土地其物は一体どんな地種であるうか。前に私はそれが三等官林地内であることわつて置いた。しかもこの土地はほとんど例外なしに廃棄となつた社地と寺地に限られる。これを数字で示すと、前記払下げの二十七例(土地払下単価一覽参照)によると払下げの対象となつた廢社は三四〇箇所、同じく廢寺は五十五箇所である。この土地は主として、北、三戸郡下の二十二ヶ村に限られる。これら三九五ヶ所の廢社寺についてはいちいち触れるいとまを持たない。しかし、どの一祠どの一庵にもそれぞれ由緒ある筈で、これが単に経済的事由に依つて、無造作に廢棄、棄却、霧消した事に大きい失望をおぼえずにはおられない。払下げを受けた人はすべて斗南藩無禄貧窮の者に限ると前にことわつたが、それには例外があつた。特に、旧持主であつて、自費

をもつて植栽又は手入れした事が証明できる場合に限り払下げられたことをことわつておこう。又前記廃社寺三九五ヶ所の名称は別に記録している事も附記しよう。(次表・払下物件の地種別件数表参照)

土地払下単価一覽

番号	郡名	村名	地種	単価(反当り)	備考
五六	三戸	梅内村	官林地	二四・五〇〇	
五六	津輕	油川村	"	〇・七〇〇	
五七	北	田名部村	"	一・一六九	
五七	北	大湊村	"	〇・九九九	
五七	北	城ヶ沢村	"	二・四九五	
五七	北	大畑村	"	二・五〇〇	
五七	北	正津川村	"	二・七〇三	
五七	北	佐井村	"	六・一〇五	
五八	北	田名部村	荒蕪地	〇・二三五	
五九	北	三本木村	建物敷地	一・五九九	
六〇	津輕	境松村	屋敷跡地	九二・九二五	△
六二	二戸	浄法寺村	官林地	〇・五〇〇	
六三	二戸	金田一村	"	二・七二七	
六五	北	三本木村	屋敷地	一・〇〇〇	
六六	二戸	一戸村	官林地	〇・五五〇	
				一・〇四三四	

番号	郡名	村名	地種	単価(反当り)	備考
六七	三戸	五戸村	官林地	二七・〇七八	
六八	二戸	一戸村	"	一・四三六	△
六九	三戸	扇田村	"	〇・一六八	
七〇	三戸	梅田村	"	〇・三〇〇	
七一	三戸	斗内村	"	〇・六〇〇	
七三	二戸	金田一村	"	三・五六三七	
七四	三戸	山口村	"	二・五〇〇	
七七	二戸	金田一村	"	一・〇〇〇	
七八	北	相坂村	屋敷跡地	〇・一六六七	坪当り
七九	北	坂田村	官林地	〇・三〇〇	
八六	北	柳町村	官林地	〇・〇三〇	
平均				一・四九一	

注 六〇、六九号の二例は異例と思われるので、これを除き正味二五例の平均をとつた。

払下物件の地種別件数表

番号	社地	寺地	其他	払受人	備考
五八	二三	六		有坂義哉外一	
五九	一〇	九		小池誠成外一	
六〇	六	三		遠藤時哉外五	

番号	社地	寺地	其他	払受人	備考
六一	二六	七	—	土屋惟幾	三本木開拓当時の建物
六二	二六	—	—	小林逸外一	—
六四	八	—	—	伊関門十郎	—
六五	二四	四	—	塚原清治外三	—
六七	—	—	—	渡辺祐八外一	三本木開拓当時の建物
六八	二〇	五	—	森岩鉄外二	—
六九	三〇	五	—	安田万次郎外一	—
七〇	二〇	二	—	佃源次右衛門外二	—
七一	三七	四	—	飯田左門外五	—
七二	二〇	二	—	木村四郎外一	—
七三	一五	二	—	牧原寅彦外三	—
七五	一二	一	—	塚原清治外五	—
七六	二五	二	—	須貝胤孝外一	—
七七	—	—	—	深瀬透外一	三本木開拓当時の建物
七九	九	—	—	樋口丹左衛門外三	—
八〇	—	—	—	西窪五郎外二二	三本木開拓当時の建物
八一	二六	二	—	戸田栄助外三	—
八八	二九	一	—	諏訪光久外八	—
九一	—	—	—	遠藤四郎八外一	—
九二	—	—	—	樋口勘四郎外四	—
九三	—	—	—	立石重家外一	—

番号	社地	寺地	其他	払受人	備考
九四	—	—	—	山口栄吉外六	—
九五	√?	—	—	小荒井澄	—
九六	—	—	—	中村政記外一	—
九八	—	—	—	小山静治	—
九九	—	—	—	安藤糸之進外二	—
一〇〇	—	—	—	竹内武之助	—
一〇一	—	—	—	野田源内	—
計	三四〇	五五	四		

注、社地、寺地共に廃棄上地の土地、建物等を払下げたもの。

其他は前記以外の理由で払下げられた土地及び建物

九一〜一〇一号までは原史料に記載のない分

ロ、万日記からみる

天保十四（一八四三）年から大正八（一九一九）年に至る七十六年間の三戸地方の農事を記録した石井家良助、友司八郎等親子三代のリレー式日記は斗南藩の消息をうかがうにも役立つ。この内から関係記事を拾う事はさしてむづかしい事ではない。明治三年一月から同五年六月頃までほぼ三年間に約二十ヶ所の記事が散見される。筆者は三戸に代々定着する旧家で郷土兼与力を勤めていた人である。南部藩から津軽支配へ、更に大関藩へ、そして三

戸県から斗南藩へとその支配権者が次々と変つて行く過程において、石井良助やその子孫は数代にわたつて、ある時は春雨を、ある時は烈日を、ある時は秋霜のきびしさをその体で受けとめて今日に至つた。では万日記にきこう。

明治四年四月、斗南藩士とその家族は、海路八戸へ、陸路東京から徒歩で続々と到着した。二十八日三戸の町中へも三百人が来着、各戸に下宿を割当てられた。この結果鈴木英明の一家四人が同じ屋根の下に住む事となつた。九月に入ると、佐原久治というものが来て、自分の屋敷地の中へ漁の爲め築留を作らせてほしいというが、これはどうしても困ると言つてことわつた。九月一日斗南の新しい藩主松平慶三郎君が到着した。今夜は五戸泊りだという。四十五人の同勢であつた。この頃日増しに食料が高値になつた。それもその筈で、新たに他国から一万人以上の人が移住してきたのだから。同四年一月、これまで金銭で納めるならわしたつた御役錢を昨年から米で納めよとのきついお達しだ。南部藩七百年以来ない事だ。それにしても、斗南藩となつたため悪い事ばかり続く様になつた。ある所で材木を切り出して置いたら、これに金を払えという、私欲もはなはだしい。十三ヶ村の重立ちが昨年七戸藩へ強訴したとか。十二月、家内のつごうでどうしても鈴木英明一家に立ち退いてもらう事になりすつたもんだの末、ようやく替りの下宿をみつけ、そこへ移つてもらつた。味噌や食料を

そえ、人二人もつけ、馬で送つてあげたのだ。その頃、三戸の町に救貧院ができた。これは生活にこまる斗南の人たちの仕事を兼ねたものだ。五年に入ると、上納できぬものが田子から五人、金田一から二人と入牢したという。五月、安藤久米之進というものが祖母が死んでも埋める場所もないという。気の毒とも何とも言い様がない。さればと言つて余裕があるわけではないが、止むを得ずつづきの土地を分けてやつた。六月高橋大五郎というものが自分の杉立木を盗伐してばれた。謝罪の一札を取つてけりがついた。

こんな調子である。この日記には作爲はない。私はこのまゝこれを信じよう。さて斗南藩の功罪、今は触れない事にしよう。

ハ、滝屋文書からみる

青森の回船問屋滝屋伊東善五郎家は代々津軽、黒石両藩の御用達でもあつた。幕末から明治へかけては更に、秋田、松前、箱館斗南各藩の御用も勤め信頼された。この文書の中には斗南藩との交渉を物語る書状が七十通程含まれている。

これによると、刀劔が会津若松から移入された。滝屋罹災の時は、松五百石も見舞として贈られた。米や物資が取引された。明治三年十一月から四年五月まで、滝屋の手をへて同藩へ送られた米は五千俵を超えていた。この外記録洩れのものも多数あつた

に違いない。これによると斗南藩はほとんど津軽米に依存して生活していた事がわかる。これは今日の状況とほとんど変わらない。
 (参照・斗南藩あて蔵米輸送)

斗南藩あて蔵米輸送

年	月	日	品目	数量	仕向地	積送責任者
三	一一		蔵米 (青森)	五〇〇俵	田名部	幸徳丸運次郎
三	一一		"	五五〇	脇野沢	妙栄丸仁次郎
三	一一	二	"	二五〇	安渡	桂井吉右衛門
三	一一		"	七〇〇	野辺地	正徳丸八之丞
三	一一		"	五〇〇	?	幸徳丸運次郎
四	二		"	五五〇	佐井大間	成運丸岩吉
四	二		蔵米 (鯉ヶ沢)	二〇〇〇	安渡	長栄丸市右衛門
計	五	二五		五〇五〇		

注、御用達滝屋伊東善五郎請負の分、上記以後の分は不明。
 (滝屋文書御用状の二)

5. むすび

初めの意図に反して、本稿は単に史料紹介に終ってしまつたようである。斗南藩に対する功罪、真相の調査にはまだまだ日数を要すると思う。現に「万日記」や「滝屋文書」など百年後の今日もなお未見のまま眠っているのだから。ともあれ、これまでのべた限りにおいては、斗南藩は為政者(政府、青森県)からは厄介視され、地元住民からは嫌われ(万日記)、商業経済の面では喜ばれ(滝屋文書)たというのがいつわりのない実感ではなからうか。

引用史料・文献

- 青森県官省指令留
- 青森県願伺届
- 〔明治四十九年十一冊(青森県立図書館蔵)〕
- 青森県史
- 青森県刊
- 滝屋文書：斗南藩御用状(青森県立図書館蔵)
- 万日記：明治三、四、五年(青森県立図書館蔵)
- 国史研究年表 岩波書店
- ふるさとの風雪：福島民友新聞連載記事